

令和3年10月11日

各 児童発達支援事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

**自宅で新型コロナウイルス感染症の検査ができる
『抗原検査キット』の保護者への配布について（依頼）**

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言は解除されたところですが、引き続き子どもへの感染拡大のリスクは存在しており、保育所などの子どもが集まる施設では、子ども同士の感染に加え、さらに家庭内で子どもから家族へといった感染拡大の連鎖が懸念されています。

そこで、既に配布が開始されている保育所や認定こども園、幼稚園、小学校等に通園・通学している児童に加え、児童発達支援事業所に通所している児童も対象に、自宅で検査できる**抗原検査キット**[※]を配布し、発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた際に使用していただくことで、感染者の通所を抑制し、事業所内での感染拡大防止を強化することといたしました。

つきましては、お手数をおかけして大変恐縮ですが、後日、貴事業所に送付させていただく抗原検査キット等について、次のとおり、**保護者の皆様に配布いただきますようお願い申し上げます。**

※ 抗原検査とは、新型コロナウイルス感染症の構成成分であるタンパク質を、ウイルスに特異的な抗体を用いて検出する検査方法です。ウイルスの遺伝子の特異的に増幅するPCR検査（核酸検出検査）と同様に、陽性の場合にはウイルスが検体に存在することを示します。

県が実施したアンケートでは、症状があっても通学を行うものが一定数いることがわかっています。

新型コロナウイルス感染症は、発熱等の症状がある方は、無症状の方に比べ4倍もの感染力があるとの海外報告もあり、クラスター防止には、症状がある児童は確実に自宅等で療養する必要があることから、抗原検査キットの配布を実施しています。

【各事業所でご対応いただきたい事項】

(1) 抗原検査キットの分別作業と配布

保育所や認定こども園、幼稚園、小学校等に通園・通学していないため、キットを受け取ることができていない児童に対し、一人当たり2キットの配布となります。各事業所には10キット入りの箱で配送されますので、別添【抗原検査キットの分別作業について※】をご参照のうえ、**2キット1セット**に組み直し、保護者向け**連絡文**と使用方法の説明**チラシ**を添えて配布していただきますようお願いいたします。

(2) 抗原検査キットを使用した保護者世帯への再配布

抗原検査キットは、利用定員数により各事業所に送らせていただいています（保育所等へ通園している児童分は含まれません）。抗原検査キットを使用された保護者から、再度必要との申し出があれば、余剰分があれば再度配布してください。

【抗原検査キットの分別作業について】

デンカ(株)「クイックナビ-COVID19 Ag」

1 県からの送付物

- ・ 抗原検査キット（一箱 10 セット入り）
（数は、1 児童当たり 2 セット配布できる
利用定員数）
- ・ ビニール袋（利用定員数）
- ・ 連絡文：保護者の皆様へ（保護者向け連絡文）
- ・ チラシ：新型コロナウイルスの抗原検査キットの使用法の説明チラシ



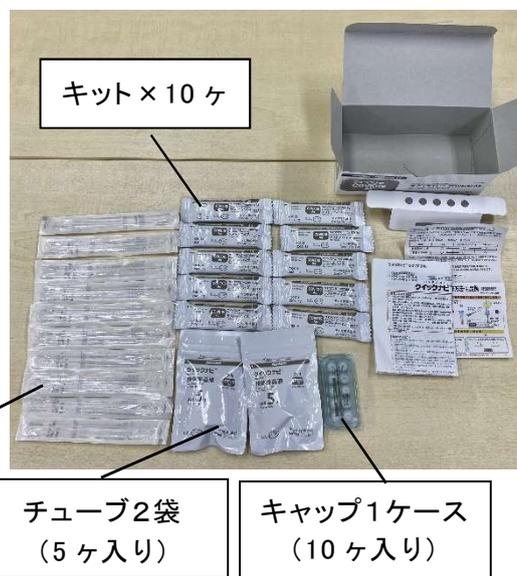
2 各事業所でご対応いただきたい事項

(1) 抗原検査キットの分別作業と配布

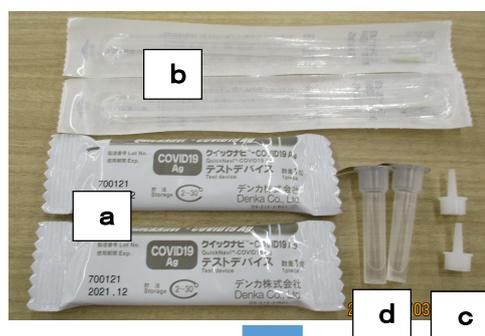
抗原検査キットは、児童一人当たり 2 セットの配布となります。このため、10 セット入りの箱から、**2 セットに組み直して配布**願います。

① 配布させていただいた抗原検査キット（10 セット入り）の箱の中身。

- a キット 10 ケ
- b 綿棒 1 袋（10 ケ入り）
- c キャップ 1 ケース（10 ケ入り）
- d チューブ 2 袋（5 ケ入り）
- ・ 説明書等



② a キット、b 綿棒、c キャップ、d チューブを各 **2 ケづつビニール袋** に入れ、「2 セット入り抗原検査キット」を作成します。



③ ②の「2 セット入り抗原検査キット」、「連絡文」と「チラシ」を **通所** やお迎えの際に保護者に配布願います。※



※利用定員数により送付しておりますので、必要とする児童に配布しても余りが出た場合は、余ったキットについて再配布等にご活用願います。詳しくは Q6 をご覧ください。



連絡文

チラシ

参考 想定される保護者等からの質疑

Q1 この事業の目的は？

A 発熱等の風邪のような症状が出た際に、抗原検査キットを使用して自宅で自ら検査を実施していただき、陽性の場合に、速やかな医療機関の受診につなげることを目的にしています。

Q2 対象者は誰か？

A 保育所や認定こども園、幼稚園、小学校等に通園・通学していないため、キットを受け取ることができていない児童及び保護者・同居家族で LINE の新型コロナ対策パーソナルサポートに登録※、又は、WEBでの登録※を実施した方が対象です。

※登録方法は、保護者用連絡文に記載してあります。

Q3 抗原検査とは何か？

A 抗原検査とは、新型コロナウイルスの構成成分であるタンパク質を、ウイルスに特異的な抗体を用いて検出する検査方法です。ウイルスの遺伝子の特異的に増幅する PCR 検査（核酸検出検査）と同様に、陽性の場合にはウイルスが検体中に存在することを示します。

Q4 配布されたキットはどのようなものなのか？

A 本事業では、検査2回分の抗原検査キットを配布しています。これらのキットは、国が体外診断用医薬品として承認しているキットで、発熱等の症状がある場合に使用すると、PCR検査と同様に、新型コロナウイルスの感染の有無を確認できるものです。

（なお、自宅での抗原検査キットでの検査は、スクリーニング検査となるため、陽性の場合には速やかに医療機関を受診願います）

Q5 こども以外に家族も使用できるか？

A 同居のご家族であれば、お子様以外でもどなたでも、ご使用ください。

Q6 使用した場合、新しい抗原検査キットは貰えるのか？

A 各事業所で余りが出た場合は、再度必要との申し出があれば、ご対応ください。ただし、数に限りがあるため、新しいキットの配布ができない場合もあることは、事前にご周知ください。

Q7 無症状で使用できるか？

A 無症状の方は使用できません。

Q8 偽陽性や偽陰性が出るのではないか？

A 新型コロナウイルスの量が少なすぎる場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合等に、偽陽性（実際は感染していないが、感染している陽性となる）や、偽陰性（実際は感染しているが、感染していない陰性となる）が発生する可能性は否定できません。疑わしい場合は、ただちに医療機関を受診し確定検査を受けてください。

Q9 抗原検査キットで変異株による感染の有無も確認できるのか？

A 抗原検査キットの検査により、変異株の感染の有無を確認することができます。ただし、アルファ株やデルタ株等の、どの変異株による感染かを特定することはできません。

Q10 抗原検査キットは、どのように使用すればいいのか？

A 使用方法については、お渡ししたチラシの「抗原検査キットを使用する前に」で紹介しています。使用に際しては、チラシに掲載している二次元バーコード等から、使用方法の動画を案内しているので、必ず検査の前に動画を視聴してから使用してください。

Q11 使用上の注意点は？

A 抗原検査キットの自己検査は、「検体のとり方」「検体の抽出」等、動画等に従い正しく実施することが必要です。特に、採取した検体を、チューブの検体処理液に浸す際は、検体をしっかり抽出できるよう注意が必要です。また、本事業で配布する抗原検査キットは、正しい反応時間により判定する必要があり、長すぎても短すぎても正しい結果とならないことがありますので、タイマー等を使用して正確に時間を計ってください。

Q12 どのように保管すればいいのか？保管上の注意点は？

A 保管は、室内の涼しい場所で保管してください。冷蔵の必要はありません。また、キットやチューブの溶液は、皮膚への付着・目や口へ入らないよう注意が必要です。幼児の手の届かない場所で保管してください。なお、キットで使用している溶液は、可燃性のため、火気の近くでの使用は絶対に行わないでください。

Q13 キットの有効期限はいつまでか

A 抗原検査キットの銀の保護フィルムに記載してあるとおりです。

Q14 陽性の場合はどうすればいいのか？

A 陽性の場合にはただちに医療機関を受診してください。LINE登録された方は、チラシの二次元バーコードから判定結果を報告すると、受診可能な医療機関を紹介する専用ダイヤルを案内します。なお、医療機関での確定診断の結果

が「陰性」になることもありますので、その場合は医療機関の指示に従ってください。

(LINE 登録ではなく、WEB での登録を行った方は、県から送付したメールにて、受診可能な医療機関等を確認してください)

Q15 陰性の場合どうすればいいのか？

A 手技や手順によっては、保有ウイルスがあっても陰性になることがあります。検査当日は、通所は控え、自宅での待機をお願いいたします。検査キットがもう一つある場合は、翌日以降で、発熱等の症状が無くなった際に、再度検査手順を確認して検査を実施してください。

(発熱等の風邪のような症状がある場合は、児童等の通所はできませんので、自宅での待機をお願いいたします)

Q16 判定不能の場合はどうすればいいのか？

A 判定不能の場合は、再度検査をお願いします。再度の検査でも判定不能になった場合は、速やかに医療機関を受診してください。チラシの二次元バーコードから判定結果を報告すると、受診可能な医療機関を紹介する専用ダイヤルを案内します。

(LINE 登録ではなく、WEB での登録を行った方は、県から送付したメールにて、受診可能な医療機関等を確認してください)

Q17 保護者が県に相談するときは、どこに連絡すればいいのか。

A 保護者の皆様への文書の裏面に、問合せ先の二次元コードを記載していますので、そちらからご連絡をお願いいたします。

Q18 二次元コードから問い合わせできない場合は、どうすればいいのか。

A 神奈川県では、抗原検査キットの事業に関する問合せは、二次元コードから受け付けています。一方で、二次元コードを使用できない方には、電話での問い合わせを受けることとしています(045-285-0821)。なお、事業所の管理者の方が連絡する場合は、神奈川県の障害サービス課に直接連絡願います。

(電話 045-210-4717)

Q19 「抗原検査キットは使用しない」と返却された時の対応は。

A 使用したくないなどの理由により返却された際は、お手数ですがお受け取りいただき、必要な方に配布等していただくようお願いいたします。

Q20 保育所等で発熱等した児童等に使用してもよいか

A 再配布用(対象児童配布後の残り)を積極的にご活用ください。

Q21 職員に配布して良いか。

A 本事業は、ワクチンの接種対象外の児童による感染拡大防止を目的としておりますので、職員への配布はできません。

ただし、事業所で職員が発熱した場合等に余剰分を使用することはできません。

Q22 対象児童に配布したところ、数量が不足した場合は。

A 利用定員数で配布しております。不足した場合は神奈川県障害サービス課にご相談をお願いいたします。

厚生労働省事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（令和2年5月14日）より

（子どもについて）

○保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

～ Q&A ～

厚生労働省事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十報）」（令和3年4月23日）より

（登園を避けるよう要請する目安）

問6 発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。

A 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問7-1 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうような要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染性によるものではないと医師から診断が出ている場合の取扱いはどのようにすべきか。

A 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」でお伝えしています。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染性によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。